

先端 I T 人材育成支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 24 日
商 イ 第 55 号

(通則)

第 1 条 先端 IT 人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成 24 年府政沖第 149 号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、情報通信産業における高単価な開発業務に対応できる人材及び他産業との連携による DX の推進や新たなビジネスを企画、設計、実行できる人材の育成に取り組む企業、団体等に対し、県がその取組に必要な経費の一部を補助することにより、県内 I T 企業等の技術力及び開発力の高度化を図ることを目的とする。

(補助金の対象、経費及び補助率)

第 3 条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、第 2 条で規定する目的を達成するために実施される取組に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

(交付限度額)

第 4 条 知事は、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、第 1 号様式の交付申請書に知事が規則第 3 条第 2 項で定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第6条 知事は前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第7条 前条の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に、第2号様式による交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- イ 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ第4号様式の中止（廃止）承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに第5号様式の事故報告書により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。
- 4 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(変更申請の取下げ)

- 第9条 補助事業者は、前条第1項の承認を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、当該承認の通知を受けた日から10日以内に、第6号様式による変更申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく第 7 号様式による産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに第 8 号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第 12 条 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者はその遂行等を命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは交付対象事業等の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに第 9 号様式による実績報告書及び添付書類（以下「実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 8 条第 2 項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、第 14 条第 1 項の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第 10 号様式）により知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 17 条 知事は、第 14 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、第 11 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに第 12 号様式による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 18 条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、第 13 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 13 条第 1 項に定める実績報告書に第 14 号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、第 15 号様式の財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 規則第 20 条で定める財産の処分を制限する期間は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案した期間とする。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させることができる。

(補助金の収益納付)

第 21 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業等の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、第 16 号様式の収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第 17 号による調書を作成しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 24 日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

補助金の 名称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内容（全て税抜きとする）	
先端 IT 人 材 育 成 支 援 事 業	(1) 人件費	本取組に直接従事する事務局員、事務補助員の直接作業時間に対する人件費（基本給、賞与及び諸手当（通勤手当については補助事業専従者に限る。）、法定福利費を含むが、退職金は除く）	8/10 以内
	(2) 事業費		
	ア 旅費	本取組に必要な講師招聘等に係る経費	
	イ 報償費	本取組に必要な講師への謝礼等に係る経費	
	ウ 需用費	・本取組に必要な物品であって備品購入費に属さないもの（但し、本取組のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 ・本取組で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	
	エ 役務費	本取組に必要な郵便料金等の通信運搬に関する経費	
	オ 委託料	本取組に必要であり、補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に外注する経費	
	カ 使用料 及び賃借 料	本取組に必要な物品のリース、実施会場等の賃借にかかる経費	
	キ 備品購 入費	本取組に必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入に係る経費	
	ク その他 知事が必 要と認め る経費	上記以外の経費であって、県が必要と認めた経費	

第1号様式（第5条第1項関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金交付申請書

先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業に要する経費の配分（別紙1）
- 5 事業の着手及び完了の予定期日
- 6 事業の遂行に関する計画
- 7 収支予算（別紙2）

先端 IT 人材育成支援事業補助金に係る経費の配分

(単位：円)

経費区分	全体事業費	補助対象経費	補助対象外経費	事業者負担額

(備考) 1 「経費区分」の欄は、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱の別表の「補助対象経費の区分」欄に従い記載すること。

ただし、必要に応じ細分して記載して差し支えない。

2 「補助対象経費」とは、補助金を交付するにあたり、補助事業に要する経費のうち、補助金交付額の算定の基礎となる経費をいう。

別紙2

収支予算

1 収入の部

(単位：円)

負担区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額	
			増	減

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額	
			増	減

第2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業について、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業を、下記のとおり変更したいので、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の経費の区分ごとの配分額
（新旧対比）
- 5 同上の算出基礎

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知を受けた先端 IT 人材育成支援事業補助金による補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金事故報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業の事故について、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況及び要した経費
- 2 事故の原因及び内容
- 3 事故に対する処置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

第6号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金変更申請取下げ書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業について、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更の申請を取り下げます。

記

- 1 変更申請を行った年月日
- 2 変更申請を取り下げようとする理由

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金産業財産権届出書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により届け出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業の遂行状況を次のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助事業を完了（廃止）しましたので、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

令和 年 月 日着手

令和 年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 添付書類

- 補助事業経費収支精算書及び支出済額明細書
- 補助事業の経過又は成果を証する書類
- その他参考となる書類

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け沖縄県達商第 号で補助金の額の確定通知のあった補助事業について、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	区 分	金 額
1	補助金の確定額（交付要綱第 14 条第 1 項による額の確定額）	円
2	補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4	補助金返還相当額（3－2）	円

添付資料

- (1) 確定通知書（写）
- (2) 消費税等仕入控除税額の確定額を確認できる書類
- (3) 積算内訳

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助金について、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、概算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求金額

一金 円也

内訳

補助金交付決定額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
残額	金	円也

2 概算払を必要とする理由

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった補助金について、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により、精算払を下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求金額

一金 円也

内訳

補助金交付決定額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
残額	金	円也

口座振替申出表示

金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第 13 号様式（第 19 条第 2 項関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

財 産 名	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐 用 年 数	保 管 場 所	補 助 率	備 考

(注) 1 対象となる取得財産等は、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第 22 条第 1 項に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。

2 財産名の区分には、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権（工業所有権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。

3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 14 号様式（第 19 条第 3 項関係）

取得財産等管理明細表（ 年度）

財 産 名	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年月日	耐 用 年 数	保管場所	補 助 率	備 考

(注) 1 対象となる取得財産等は、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第 22 条第 1 項に定める取得価格又は効用の増加価格が 1 件あたり 50 万円以上のものとする。

2 財産名の区分には、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権（工業所有権等）、(オ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。

3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった先端 IT 人材育成支援事業補助金について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

沖縄県知事 殿

住所（本社所在地・郵便番号）

氏名（名称及び代表者の氏名）

先端 IT 人材育成支援事業補助金収益状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業に関し、先端 IT 人材育成支援事業補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及びその通知日

千円・令和 年 月 日 第 号

2 報告期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 収益状況 （別紙）

.....

（別紙）

収 益 状 況

（単位：円）

財産分配の概要	収 益 額	算 出 根 拠

〇〇年度 先端 IT 人材育成支援事業補助金調書

沖縄県		歳出予算科目	交付決定の額	交付率		備考
補助事業者	収入	科目	予算現額	収入済額		備考
	支出	科目	予算現額 (うち県補助金額)	支出済額 (うち県補助金額)	翌年度 繰越額 (うち県 補助金額)	備考

(備考)

- 1 「予算現額」は、収入にあつては当初予算額、補正予算額等を区分し、支出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用増減額等を区分して記載すること。
- 2 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。
- 3 補助事業の補助事業者の支出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、補助事業者の収入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算減額」及び「収入済額」の数字下欄に県補助金額を内訳（ ）で付記すること。